

掛川市告示第10号

掛川市在宅ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要綱（平成17年掛川市告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月8日

掛川市長 松井三郎

第3条中「必要とする者」の次に「（生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条の規定による保護を受けている者を除く。）」を加え、同条ただし書及び各号を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。